# 会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 平成29年6月22日(木) 開会 午前10時00分

閉会 午前10時23分

出席者 委 員 委員長 大 谷 好 一

針谷正夫 氏家 晃 長 芳孝

入 野 登志子 大 武 真 一 岡 賢 治

高 岩 義 祐

議 長 海老原 恵 子

傍聴者 茂呂健市 青木一男 針谷育造

坂 東 一 敏 広 瀬 昌 子 小久保 かおる

白 石 幹 男 関 口 孫一郎 大阿久 岩 人

千葉正弘 中島克訓 福田裕司

事務局職員 事務局長 稲 葉 隆 造 議事課長 金 井 武 彦

主 查中野宏仙 主 任岩川成生

# 委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

 都 市 整 備 部 技 監
 國 保 能 克

 建 築 課 長 柿 沼 宏 和

# 平成29年第2回栃木市議会定例会 建設常任委員会議事日程

平成29年6月22日 午前10時開議 全員協議会室 日程第1 議案第65号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

#### ◎開会及び開議の宣告

○委員長(大谷好一君) ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

(午前10時00分)

#### ◎諸報告

○委員長(大谷好一君) 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

# ◎議事日程の報告

○委員長(大谷好一君) 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

# ◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(大谷好一君) ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第65号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

柿沼建築課長。

○建築課長(柿沼宏和君) おはようございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第65号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。議案書は76ページ、議案説明書は24ページをお開きください。

初めに、議案説明書をごらんください。提案理由は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴いまして所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要ですが、低炭素建築物新築等計画の認定にかかわる審査事務の合理化に伴いまして認 定手数料を改正すること、また建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料を設けることでござ います。

参考条文につきましては、省略させていただきます。

続きまして、議案説明書25、26ページをお開きください。条文の新旧対照表でございます。最初に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、略称ですが、建築物省エネ法について概要を説明させていただきます。社会経済情勢の変化に伴いまして、産業、運輸部門のエネルギー消費が抑えられ、また低くなっている中、建築物における電気、ガス、灯油等のエネルギーの消費が著

しく増加していることから、建築物を新築または増築、改築工事を行う際、建築物のエネルギー消費性能向上をさせるための計画を作成し、所管行政庁に対して認定申請ができる政策などを規定し、建築物のエネルギー消費を抑えることを目的とした法律でございます。今回法律改正の施行により、床面積の合計が2,000平方メートル以上の住宅以外の建築物の新築、増改築をしようとする場合、所管行政庁または登録建築物エネルギー消費性能判定機関による適合性判定が義務づけられたところでございます。

それでは、改正する条例案の内容をご説明させていただきます。26ページをごらんください。まず、別表第2の44の項の1の(1)といたしまして、「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改めるものです。

次に、(2)のウといたしまして、非住宅の低炭素計画認定に活用が可能となりましたモデル建物法と呼ばれる簡易な評価法について新たに審査手数料を加えるものです。手数料の額ですが、28ページの改正案にありますとおり、aといたしまして、非住宅の床面積の合計が300平方メートル以内の場合8万円、bといたしまして、床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合13万円、以下それぞれの面積区分に応じまして、記載のとおりの手数料となっております。

続きまして、30ページの改正案をごらんください。45の項、1のウの(ウ)、(エ)としまして、 それぞれの評価方法による低炭素計画の変更認定の額を当初の認定額の手数料の2分の1の額とす るものです。

次に、47の項ですが、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料を新たに追加するものです。 1として、非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵もしくは処理に供するものについて、工場、倉庫等と規定するものです。手数料の金額は、(1)モデル建物法の場合、次のページ32ページをお開きください。アとして、床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合3万5,000円、イとしまして、床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合8万7,000円、以下それぞれの区分に応じ、記載のとおりの手数料となっております。

次に、(2)の評価対象建築物の部屋ごとの面積や設備等の仕様により計算を行う標準入力法、主要室入力法の場合、32ページの中ほどから34ページの2行目までとなりますが、アとしまして、床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合3万9,000円、イとして、床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合9万4,000円、以下それぞれの区分に応じ、記載のとおりの手数料となっております。

次に、34ページ3行目から、2といたしまして、工場、倉庫等以外の建築物に係る適合判定手数料の額を追加するものです。手数料の金額は、(1)のモデル建物法の場合、アといたしまして、床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合13万円、イとしまして、床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合21万円、以下それぞれの区分に応じまして、記載のとおりの手数料となっております。

次に、中ほど、(2)標準入力法、主要室入力法の場合、アとして、床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合33万円、イとして、床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合48万円、以下それぞれの区分に応じ、記載のとおりの手数料となっております。

次に、36ページをお開きください。48の項、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る適合性判定の手数料となっております。手数料の金額は、それぞれの用途、評価方法により、47の項に定める建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の2分の1の額とするものです。

次に、49の項をごらんください。こちらは建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更であることの証明の申請について、48の項同様、47の項に定める建築物エネルギー消費性能適合手数料の2分の1の額とするものです。

次に、38ページをお開きください。47の項を50の項に改め、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定について、44の項で説明しました「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改めるものです。

次に、40ページをお開きください。48の項を51の項に改め、51の項の1の(2)のウ、(ウ)に モデル建物法を追加し、42ページの改正案(エ)として、標準入力法、主要室入力法を用いた計画 の認定変更について、50の項に定める認定手数料の2分の1の額とするものです。

次に、49の項を52の項に改めるとともに、これまで同様、用語の修正及び条文の整理を行うものです。

議案書にお戻りいただきまして、85ページをお開きください。附則として、この条例は公布の日から施行するというものです。

以上で栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長(大谷好一君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

入野委員。

○委員(入野登志子君) よろしくお願いいたします。

今説明聞きまして、議案説明書の中で26ページの真ん中あたりなのですけれども、改正案のほうなのですが、今までのところをいきますと調査機関とあるのですけれども、今回新しくなったところにはエネルギー消費性能判定機関というふうに書いてあるのですけれども、この判定機関はどこで判定がされるところなのかお伺いいたします。

- ○委員長(大谷好一君) 柿沼建築課長。
- ○建築課長(柿沼宏和君) まず、この調査機関というものと判定機関ということでございますが、

前の条文につきましては、そこに略称省エネ法というもので定められた調査機関なのですが、これが変わりまして、建築物省エネ法、略称ですが、それに変わった中でこの名称の変更がありました。 そして、この調査機関については、国の指定機関と、あと特定行政、栃木市になりますが、こちらでの判定をすることとなります。

以上です。

- ○委員長(大谷好一君) 入野委員。
- ○委員(入野登志子君) 調査機関とあったのですけれども、栃木市の職員の方もやられる方がいらっしゃるということですか。
- ○委員長(大谷好一君) 柿沼建築課長。
- ○建築課長(柿沼宏和君) これにつきましては、法律上で市でもできることとなっておりますが、 今のところ4月から施行になっておりまして、まだその実績はございません。また、県におかれま してもこれについてはいろいろ検討されまして、非常に、物によっては48万円、1件当たりという 中で、調査機関に委託するか、そういったものもちょっとまだうちの課題ではあります。ですが、 一応やれるということになっております。
- ○委員長(大谷好一君) 入野委員。
- ○委員(入野登志子君) 公布の日からということなのですが、公布の前に届け出があったものとい うのは幾つかあるのでしょうか。
- ○委員長(大谷好一君) 柿沼建築課長。
- ○建築課長(柿沼宏和君) 現在のところはございません。
- ○委員長(大谷好一君) 針谷副委員長。
- ○副委員長(針谷正夫君) よろしくお願いします。

実は、昨年の本委員会でも、全くもってといいますか、提案理由については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い云々ということで、同じ法案というか、中身は違いますが、同じ提案理由になっております。結局、これは読んでみるに何か、審査をするに合理化になったので、その手数料を安くするとかという意味なのか、あるいは機関がどうなのか、去年の法案がどう改正されて今回のこの議案につながっているのか、ちょっとご説明お願いいたします。

- ○委員長(大谷好一君) 柿沼建築課長。
- ○建築課長(柿沼宏和君) この料金の件なのですけれども、これについては合理化というものが、この建築物省エネ法とは違う、低炭素というまた別の法律がありまして、それにつきましてこの建築物省エネ法のモデル建物法という基準を引用できるということで、そこで、こっちのほうでもそうですが、低炭素建築物等の方につきましても金額の改正を行っているところでございます。
- ○委員長(大谷好一君) 針谷副委員長。
- ○副委員長(針谷正夫君) わかりました。

それで、義務づけられたということなのですが、当然公的な建物もそういうふうになってくる。 具体的に言えば、これからのことでありますけれども、葬祭場であるとか、あるいは今回の美術館 とかもこの適用を受けて、そうした建物になってくるということですか。

- ○委員長(大谷好一君) 柿沼建築課長。
- ○建築課長(柿沼宏和君) 公的建物についてもこれに該当します。非住宅建物につきましては該当 になってきます。
- ○委員長(大谷好一君) 針谷副委員長。
- ○副委員長(針谷正夫君) そうしますと、省エネにするということは当然単価が高くなろうかと思うのですが、そういったこともこの法律は織り込み済みで、これからもそういった建物がなされていくということでよろしいのでしょうか。
- ○委員長(大谷好一君) 柿沼建築課長。
- ○建築課長(柿沼宏和君) 公共建築物に関しましても、先導的にエネルギー消費、そういったものを抑えた建物にしていくということで考えているというか、そうします。
- ○委員長(大谷好一君) ほかに質疑はありませんか。 大武委員。
- ○委員(大武真一君) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律というのが平成27年7月8日付で一応できておりますよね。これの、もう2年くらい前から一応できているのですけれども、 実績というのは全然まだないということでしょうか。
- ○委員長(大谷好一君) 柿沼建築課長。
- ○建築課長(柿沼宏和君) 今のところございません。
- ○委員長(大谷好一君) 大武委員。
- ○委員(大武真一君) 適合性判定とか2つぐらいあるような感じが、エネルギー消費性能判定とか 適合性判定はもう受けなくてはいけないと。新しく建物を建てたり、これは住居系と非住居系と両 方あるようですけれども、これから新しく例えば個人の家を建てるときには、適合性判定というの は必ず受けなくてはいけないということになるのでしょうか。
- ○委員長(大谷好一君) 柿沼建築課長。
- ○建築課長(柿沼宏和君) 説明させていただきましたとおり、この法律では非住宅のものについて、 そして2,000平方メートル以上については義務として、そして300平方メートル以上については届け 出という形で出すことになっております。ただ、普通の住宅ですと200平米とかそこらですから、 これは努力義務というような形になります。
- ○委員長(大谷好一君) 大武委員。
- ○委員(大武真一君) この適合性認定とかいろんなエネルギー、これ基準に当てはまって、いいエネルギー消費住宅ですよとかなった場合、そういう住宅を建てた人にメリットとか何かというのは

あるのでしょうか。

- ○委員長(大谷好一君) 柿沼建築課長。
- ○建築課長(柿沼宏和君) 住宅につきましては、税制の優遇、あと2,000平方メートル以上とか、 そういったものにつきましては、容積率というのがあるのですけれども、土地の敷地に対する建物 の割合、そういったものについての優遇措置、そういったものがございます。
- ○委員長(大谷好一君) 大武委員。
- ○委員(大武真一君) 最後なのですけれども、この適合性判定を受けるということは、そういうふうな税金の優遇措置があるということはわかりました。そういうことの中で、受ける必要があるのに受けなかったというときには、ペナルティーとか何か、そういうのは、忘れたとかいうこともあるかも、わからなかったとかあるかもしれませんけれども、そういうのはどういうふうになるのでしょうか。
- ○委員長(大谷好一君) 柿沼建築課長。
- ○建築課長(柿沼宏和君) 住宅なんかですと、適合、こういったものについて、先ほどありましたように、それを認定させる、そういったものが外壁材とかそういったもの、高くなるというマイナスの部分もあるのですが、そういったものと認定を受けるか、そういったものに関して申請する、申請しないが1つ出てきまして、あとこの省エネ計画について届け出を行った場合、虚偽の提出をした場合、そういったものについては罰金が科せられるということもございます。
- ○委員長(大谷好一君) ほかに質疑はありませんか。 針谷副委員長。
- ○副委員長(針谷正夫君) ここに料金設定がしてありますが、これはやっぱり国のガイドラインか何かみたいなものを基準に出した数値、あるいは全国一律でこういうふうな値段の決め方といいますか、手数料の決め方についてお伺いいたします。
- ○委員長(大谷好一君) 柿沼建築課長。
- ○建築課長(柿沼宏和君) これにつきましては、特定行政庁、市関係、そういったものについて県内では全て統一した形となっております。

あと、指定機関、普通の企業のほうでもあるのですけれども、これについても調査したところ、 ほぼ同じ金額なのですが、多少の差はございます。県内は統一です。

○委員長(大谷好一君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大谷好一君) ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

[「省略」と呼ぶ者あり]

○委員長(大谷好一君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

# 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大谷好一君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第65号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(大谷好一君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

### ◎閉会の宣告

○委員長(大谷好一君) 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもって建設常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前10時23分)